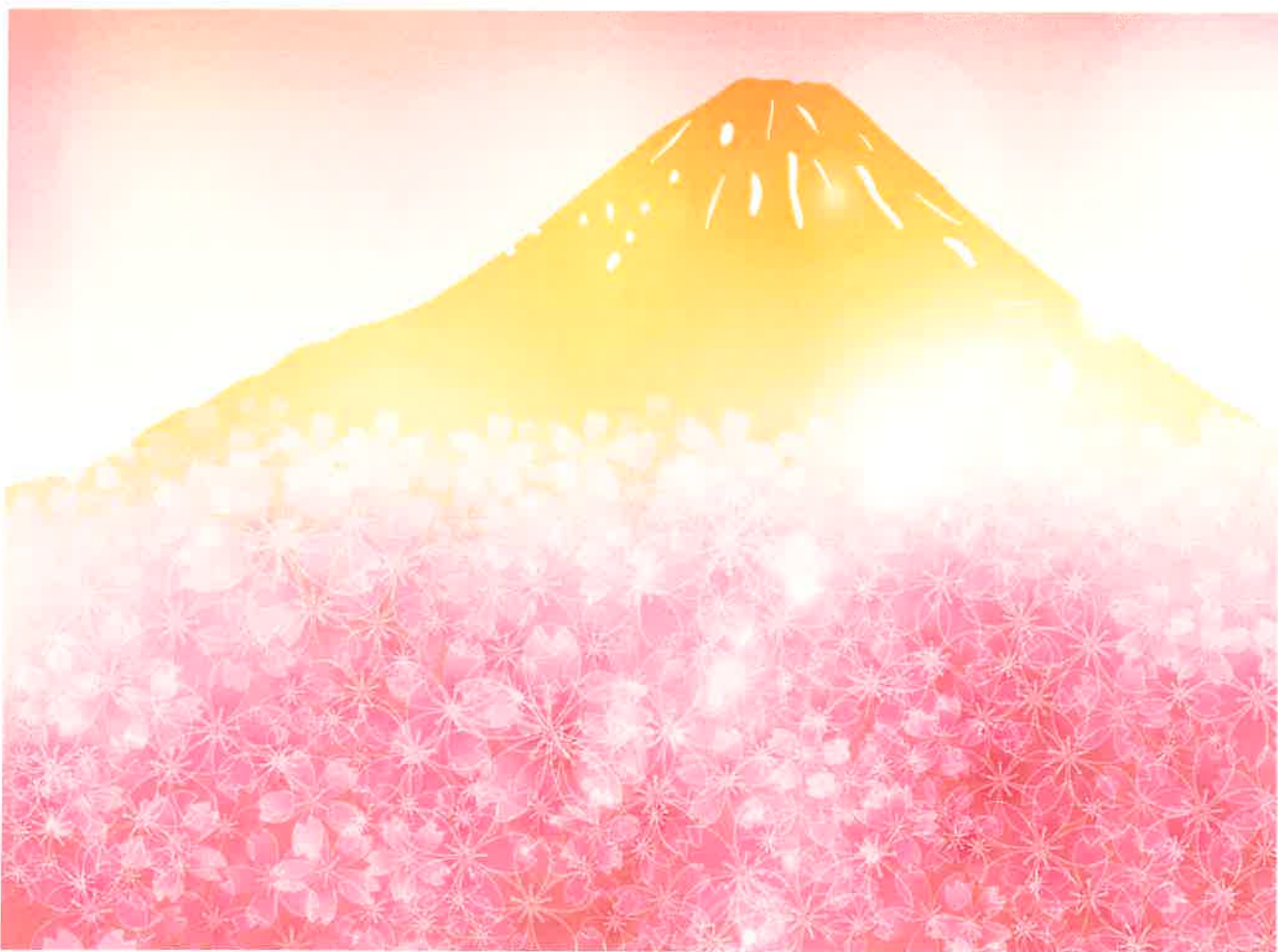


J·Hair News

Vol.32

2014. Winter



P 2 / 3 新年の挨拶
 P 4 / 5 J·Hair's EYE
 P 6 / 7 J·Hair's Works
 P 8 事務局だより

日本毛髪工業協同組合

J·Hair News

事務局だより

行事/理事会委員会等の主な活動状況

10月	9月	8月	7月
◇21日 JIS原案作成医療用マシンの試験内容確認	◇20日 JIS原案作成委員会就任依頼 第2号議案 第45期第一次賦課金算出案 その他事項 12月の理事会開催について (箱根宿泊を伴って) 消費税(価格表示)に関する特別措置について	◇30日 JIS原案作成委員会就任依頼 日本消費者協会へJIS原案作成委員就任依頼 主婦連合会へJIS原案作成委員 就任依頼 VOLINEXTへJIS原案作成委員就任依頼 JIS原案作成委員会 組合・進捗委員会 定例理事会 京王プラザホテル本館45階 スターフロント(主な議題) 第1号議案 第44期年間収支見込案(上期収支見込案) 第2号議案 第45期第一次賦課金算出案 その他事項 12月の理事会開催について (箱根宿泊を伴って) 消費税(価格表示)に関する特別措置について	◇17日 JIS原案作成委員会 運管委員定例会(主な議題) 第5回加盟店舗カテゴリー別遵守調査について 消費税価格表記について 2013年度業況調査報告について JIS原案作成医療用マシンの試験内容確認

◇29日
JIS原案作成分科会 都立産業貿易センター
浜松町館

◇14日
JIS原案作成委員会 メルパルク東京
5F 華厳
経済産業省 日用品室訪問

◇20日
第1回JIS原案作成分科会本委員会報告
運管委員定例会(主な議題)
販路担当書(営業)ガイドライン遵守調査
について

◇28日
消費税(増税)に関する件
暴力団対策に関する件
JIS原案作成 担当部会(主な議題)
1)適用範囲確認
2)医療用ウィッグの種類及び構造に
ついての確認
3)規格・性能試験方法について確認

◇12日
定例理事会 箱根湯本富士屋ホテル相模
(主な議題)
第1号議案 第44期上期決算報告
第2号議案 消費税(価格表示)に関する
特別措置の件
第3号議案 暴力団対策に関する件
その他事項 JIS原案作成
事務局仕事納め

◇6日
事務局仕事始め
J·Hair News 第32号発行

◇15日
JIS原案作成委員会
JIS原案作成委員会

原稿募集

J·Hair's worksへの原稿を募集しています。掲載文には薄謝(クオカード3000円相当)を呈します。

◎ 専業主婦
◎ お客様からいただいた嬉しいことは
◎ 専業主婦とご当地ネタ

文字数は4000~6000字程度。
 テーマ・2ともペンネームでも差し支え有り
 ませが、会社名・所属は明記してください。

組合員各社

(株)アートネイチャー (株)アデランス
 (株)クスノキ (株)スモファニー(株)
 シャポード(株) (株)スヴェニン
 (株)東京義髪整形 (株)バイオテック
 (株)ハイネット フェザー(株) (株)プロビ
 (株)ベラミカ (株)ユキ

特別会員

(株)アートフォーラム 安徳(株) (株)スマートリン
 パートナーゴヤ (有)ヘアメイト
 (株)ベルシャン商事 (株)ラフイーネ (株)ロハス

賛助会員

(株)アイフネット (株)アサツキー
 (株)アプラス イエスミ印刷(株) 伊藤超短波(株)
 (株)大広製作所 (株)オックスフランニング
 (株)オリエントコーポレーション (株)カワキタ
 共同印刷(株) (株)コーテック (株)弘研
 国際広宣(株) (株)サンエー
 (株)ジェンアンドユー JBOC(株) (株)ジャックス
 (株)新和商事 (株)セテナ (株)象ファクトリー
 (株)大広 滝川(株) (株)田村治照堂 (株)電通
 (株)東洋新薬 トランス・コスモス(株)
 日本フイロン(株)
 日本メディカルネットコミュニケーションズ(株)
 日本ユニポリマー(株)
 (株)マーガレットジョセフィン・ジャパン
 (株)マッドプロダクツジャパン
 (五十音順)

平成26年1月15日発行 J·Hair News(第32号) 日本毛髪工業協同組合 URL http://nmk.or.jp
 編集発行 日本毛髪工業協同組合事務局 東京都渋谷区代々木2-10-6 Tel.03-5304-5130 Fax.03-5371-9345 印刷・製本 イノシ印刷(株)



あけましておめでとうございます。
日本毛髪工業協同組合 理事長 五十嵐 祥剛

皆様におかれましては、穏やかな新年を迎えられたことをお慶び申し上げます。

日頃は組合の事業活動・運営に対し、特段のご理解とご協力を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。
さて、昨年は安倍政権の経済政策である「アベノミクス」が効果を示し、日本経済は久しぶりに景気の回復基調が続いています。株高を背景とした高額消費が持続しているとする報道がある一方、全体的な個人消費についてはまだまだ十分に伸びているとはいえず、本年4月の消費税増税により、高まりつつあった消費マインドが冷え込むとの予測もあります。このような状況下だからこそ、消費者に心から満足していただける魅力的な商品サービスを適正に提供し、毛髪業界全体の信用をより高めていかなければならないと考えています。

当組合は、昨年4月、日本かつら工業協同組合と日本毛髪協会を統合し、「日本毛髪工業協同組合」として新たな一歩を踏み出しました。毛髪を通して消費者の快適な社会生活に貢献するべく、これまで以上に社会に望まれる積極的な活動を行ってまいります。毛髪に関する役務、商品提供の基準を定めた「取引に関するガイドライン」の遵守状況については、消費者の保護と契約の透明性を確保するため、今後も継続した調査を行い、徹底を図って参ります。また、継続した課題として、医療向けかつらのJIS規格(日本工業規格)の承認申請活動に関しては、原案作成委員会の活動を通じ、消費者の負担を軽減する保険の適用を目指してまいります。

懇親会となり、時間の許す限り十分な親睦を深めていただきました。
はじめに、前理事長現相談役早川英雄氏が挨拶をし、これからの組合運営は「明るくフランクに楽しくやっていく」と述べていただきました。続いて乾杯に移り、長谷川渉副理事長が、今年の世相を表す「字」を「輪」を紹介し、力強い乾杯の首頭をとっていただき、会は歓談へと進みました。

しばらく歓談の後、中山雅史副理事長から皆様の健康と更なる組合の発展を祈念していただき、懇親会はお開きとなりました。

その後は、2次会会場「カラオケルーム」へ、保知宏理事が挨拶で楽しい雰囲気作りをし、根本信男相談役のモーニング娘の歌から始まり皆さんが自慢の歌声を聴かせて、大変盛り上がりました。最後に、清水賢理事が3本締めを行いました。



これからも引き続き、組合員、特別会員、賛助会員、そして管轄省庁の皆様のご支援をいただき、毛髪業界の健全な発展の一助となるべく、注力してまいります。2014年が皆さまにとって素晴らしい年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

箱根に集つ！ 定例理事会及び懇親会開催

平成25年12月12日(木)午後3時30分より、定例理事会が箱根湯本の湯本富士屋ホテル会議室「相模」にて開催されました。定刻になると、定款の規定に基づき理事長五十嵐剛氏が議長となり、議事の進行に務めました。

議長の開会宣言の後、事務局長が理事会出席理事数ならびに理事会が有効に成立していることの報告を行ない、議案の審議が行なわれ、午後4時37分閉会となりました。

議案は、第1号議案の第44期(2013年度)中間決算報告、第2号議案の暴力団対策に関して、第3号議案の消費税(増税)に関して、それぞれ承認可決となりました。その他報告事項では、医療用ウィッグJIS原案作成状況の説明をおこないました。議場で活発な質疑応答が行われた後、議長は、各議案の審議を終了したことを宣し、議場を締めくくりました。

理事会終了後、本日宿泊の方々は一旦部屋に入ってください、懇親会までの時間を寛いでいただきました。定刻、「和室宴会場 松」にて、統合後はじめて宿泊での



れていました。

現在インターネットを含む様々なルートで商品購入が可能であり、なかには劣悪なウィッグ等も見受けられる場合があります。しかし、業界には「医療用ウィッグ」として明確な基準自体が見当たらず、各事業者の個別の判断によって商品提供が行われています。医療関係者および患者の会等の皆様から様々な意見・要望を聞く中で、組合として患者様に求められる高い品質を提供し、安心して使用できる環境を整えるべきと認識し、医療用業界ガイドラインを作成する検討を始めました。検討段階で、関係省庁(経済産業省)および関係者の方々から業界独自のガイドラインではなくそれをJIS規格化する事で、患者様により安心・安全を提供出来るだけでなく業界の信頼性も高まるとの助言を受け、JIS規格化を目指すことになりました。

今後、委員の先生方の指導を受けながら組合全体の力を結集して、原案作成をおこないます。
2013年中には、左記の通りそれぞれ第1回目の打合せをおこないました。

医療用ウィッグのJIS原案作成へ

厚生労働省の資料によるとがん患者数は増加傾向にあり、治療を行う過程で抗がん剤投与等の副作用によって頭髪が脱毛することも多く、患者様の精神的な負担を低減するためにウィッグを使用する場合があります。ある新聞の記事によると、抗がん剤治療を受けている主婦の言葉として「外見の変化が、身体的な痛みより大きな苦痛になることもあります。この苦痛を救ってくれて明るい生活を取り戻してくれたのは、ウィッグでした。」と紹介さ



2013年10月29日 第一回分科会
於：東京都立産業貿易センター浜松町館



2013年11月1日 第一回委員会
於：メルパルク東京

J-Hair's EYE



◎2年目は飛翔の年、消費者の信頼確保推進へ

～日本毛髪工業協同組合～

注目を集める医療用ウィッグのJIS化検討

取引ガイドラインの遵守・普及も推進

このような現状を改善するのが統一基準の設定、いわゆるJIS化です。JIS化によって、医療用ウィッグの品質を確保し、粗悪品の流通や事故を防ぐことができます。業界全体の統一規格が誕生するので、患者や消費者が安心して購入できる環境整備が整います。JIS化へ向け、日本毛髪工業協同組合を中心に、生産者や消費者の方々の意見も取り入れながら、鋭意検討されています。この成果は患者に安全・安心を提供することになり、社会に大きく貢献していくものです。医療現場をはじめ、各方面から注目されている所以です。

健全な発展へ自主基準の遵守を

医療用ウィッグのJIS化は消費者の信頼確保へとつながります。しかし、消費者の信頼は、もう一つの軸足である業界の健全発展と同一のものとして捉えないと保たれません。昨年は外食産業のメニュー表示が大問題となりました。メニューと異なる食材が長年にわたって使用され続け、外食産業の大きな信頼失墜へ

消費生活に「安全・安心」を提供することは経済再生が急がれる中、事業者の大きな目標です。今年二年目を迎える日本毛髪工業協同組合も適正なウィッグ(かつら)の生産・普及、そのサービス環境の整備を通し、「暮らしの安全・安心」の確立に貢献する事業活動を展開していきます。医療用ウィッグのJIS化検討も進んでいます。今年の干支は馬。まさに天馬となって、ガイドラインの遵守など、相互に連携を強めながら大きく飛翔してまいります。

注目される組合活動を 目指しましょう

今年、「日本毛髪工業協同組合」の統合二年目を迎え、いっそうの事業展開が注目されます。これまでの実績を踏まえ、相互の経験と知識、展望を共有し合う、そして、業界の健全発展と消費者の信頼確保へ向け、団結して事業を推進していく、そのような飛翔の年にしてまいりたいものです。かつら・毛髪関連業界の唯一の認可団体として、社会的責任を十分に果たしていくこと

とつながりました。

二〇〇〇年代に日本を代表する大企業の不祥事が続発し、コンプライアンス(法令と自主基準の遵守)の重要性が指摘されましたが、同じことが再発したのです。

一度失われた信頼は、それを取り戻すには並大抵ではできません。その教訓を改めて全ての事業者は考えてみる必要があります。

その一歩として、私たちの自主基準(取引ガイドライン)を今一度、確認してまいります。「健全な業界発展は消費者の信頼」と同一であること

重視しましょう「取引ガイドライン」

今後の重要取り組みの中には、この「取引ガイドライン」の遵守があります。日本毛髪工業協同組合は、各地の消費生活センターや消費者行政機関、消費者団体などからの評価も高い「毛髪業界の取引に関するガイドライン」をもっています。消費者トラブルの防止、消費者契約の適正化、

が重要になってまいります。「健全性」と「信頼性」を車の両輪として位置づけ、その思いを共有していきたいものです。

今年の重要な取り組み課題の一つに、社会貢献へ向けた環境整備があります。とりわけ「医療用ウィッグ」のJIS(日本工業規格)化が注目され、今年はその検討に大きな前進が見られます。

医療用ウィッグの信頼性確保は、がん患者や重度の円形脱毛症患者の増加を背景に、社会的要請となっています。がん治療の過程では医薬品の副作用で脱毛される方が多いのが実態です。品質が確かなウィッグを着用したいという切実な要求にしっかりと応えていくことが望まれます。

現在は、医療を受けている患者に提供されるウィッグには、品質・安全性に関する統一的な規格基準はありません。

その反面、患者や医療関係者からの需要が高まったことで、インターネット通販や一般美容室などでもウィッグが取り扱われようになりました。どんなウィッグを、どのような基準をもとに選定したらいいのか、多くの患者が苦慮されていることも指摘されています。

そして、消費者被害の救済措置などに関する基準を示し、消費者の保護を図り、その信頼醸成へ向け、会員のみなさんが守るべき項目を規定しています。

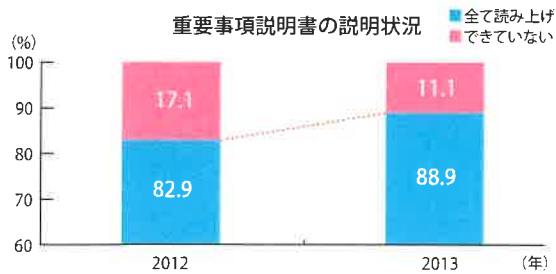
ガイドラインの定着化とその遵守・普及は、業界健全化への前提であり、適正な消費者契約の要件です。その徹底遵守こそが最善策であること

を改めて確認したいと思います。二年目となる今年も、当組合の事業を、新たな時代に則した新たな視点と方法で推進させてまいります。業界唯一の認可団体として、多くの消費者のニーズを受け止め、そのニーズに真摯にこころをこめて、そのような気概でまい進して参りたいものです。

医療用ウィッグのJIS化検討、取引ガイドラインの遵守・普及はその一歩です。

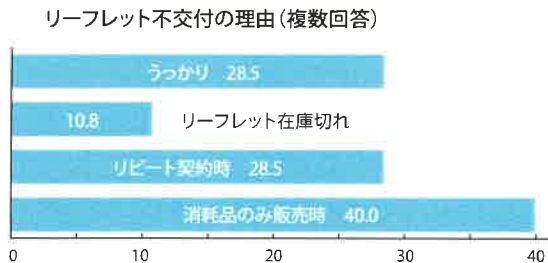


Q. お渡し時の説明方法は？



契約に関する重要事項は全て担当者が読み上げて、お客様に理解・納得していただいてから署名をお願いします。特に高齢者の方には丁寧に説明しましょう。

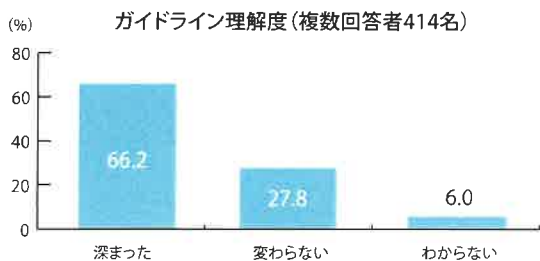
Q. お渡ししなかった理由とは・・・



リピート契約時にも契約書面と一緒にリーフレットをお渡しすることでうっかりお渡し忘れを防ぎましょう。こまめな在庫チェックもよろしくお願いしますね。

● 改善状況について

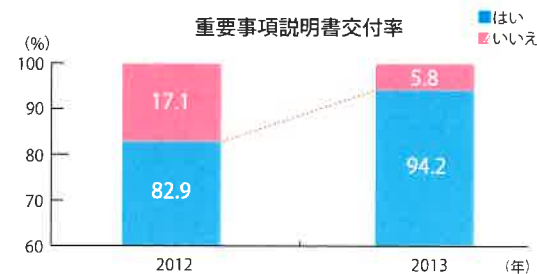
Q. 過去にも調査に参加していた方達の理解度は？



約2/3の方は「理解が深まった」と回答。この調査の目的である理解の深化が確認できました。

本年は5回目の店舗責任者対象のガイドライン遵守調査となりました。統合初年ということから、昨年度実施した事業者を対象としました。明年以降は、営業実態を基準に対象事業者を拡大したいと考えています。

Q. 重要事項説明書は必ずお渡ししていますか？



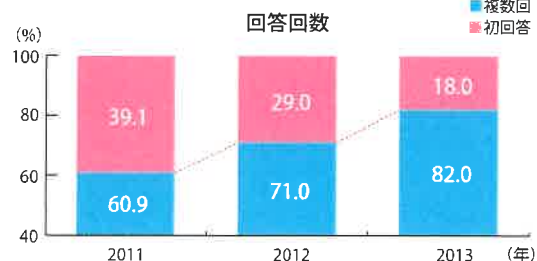
昨年の82.9%から94.2%へと大きくアップしました。リピート契約でも毎回交付がルールですよ。

Q. 組合リーフレットは必ずお渡ししていますか？



全ての契約毎にお渡しすることになっている組合のリーフレットですが、「渡さない場合もある」が28.1%ありました。

Q. この調査に回答するのは初めてですか？

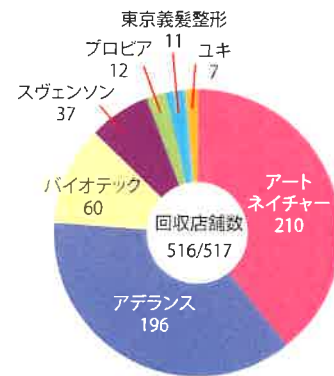


初回答者は18%とこの3年で一番少なくなりました。

2つのガイドラインとガイドライン遵守調査の役割

消費者保護・契約の透明性→毛髪業界の健全な発展

2013年 対象&回収総数



実施期間：2013/10/22～11/18
 実施対象：運営委員の所属する消費者と直接契約のある事業者
 回答者：直営店の責任者
 回答率：99.8%

平常業務でお忙しい中、ご協力ありがとうございました！



第5回ガイドライン遵守調査を実施しました
 ガイドライン遵守調査とは
 本調査は、従業員への組合の2つのガイドラインへの理解度の確認と理解の深化を目的として、年に1度アンケート形式で実施するものです。

調査内容ハイライト

● 加盟店証の表示実施について

Q. 今年度の加盟店証を店舗内のお客様から見やすい場所に掲示していますか？
 (加盟店証は毎年4月に配布されています。)



例年高い実施率ではありますが、なかなか100%になりませんね。



● ガイドラインの認知度/重要事項説明書・組合リーフレットの配布実態について

Q. 取引ガイドラインを知っていますか？

「内容まで理解している」との回答は昨年の72.4%から66.5%にダウン。残念です。これを機会にもう一度確認していただきたいですね。

